

生活福祉委員長報告

生活福祉副委員長 梶 達矢

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第63号「鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、9月17日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、議案第63号「鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還を求められた世帯主が応じない場合に10万円以下の過料を科するとした規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、これまでに罰則を受けた例はあるのか、との質疑があり、理事者からは、鳴門市において罰則の適用例はない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第64号「鳴門市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」は、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、市町村が条例で定める、地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する改正が行われたため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、地域包括支援センターではサービス維持のため現在の基準どおりで運営するのか、との質疑があり、理事者からは、条例等に規定があるとおり基本的には3職種の定数を満たした状態で運営すべきだが、人材不足等に対応するため国が規定を改正した状況であり、本市においては5つの地域包括支援センター全てで3職種の定数を満たしている現状を維持し、地域の皆さんの課題等を一緒に解決していきたい、との説明がありました。

また、委員からは、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の人数についての質疑があり、理事者からは、5つの地域包括支援センターの圏域についての令和6年3月31日時点の高齢者人口はそれぞれ、地域包括支援センターおおさが大麻町全域で約3,900人、地域包括支援センター貴洋会が撫養町川東地区、里浦町全域で約3,200人、地域包括支援センターひだまりが天津町全域、撫養町木津地区で約3,400人、地域包括支援センター緑会が撫養町川西地区、鳴門西地区で約5,400人、地域包括支援センターやまかみが瀬戸町全域、北灘町全域、鳴門東地区で約3,200人である、との説明がありました。

また、委員からは、改正後の基準に沿って職員を配置した場合に問題が生じる可能性があるのではないか、との質疑があり、理事者からは、市内の地域包括支援センターと連絡会等で随時状況把握をしており、それぞれの意見を吸い上げたうえで問題解

決に向けて進めていきたいとの説明がありました。

委員からは、現在介護をしている方が今後高齢になった際に人材不足が心配されるため、人材確保に尽力してもらいたいとの要望がありました。

また、委員からは、国の法令改正を適用することが条例改正にはよくあるが、地域の実情を考慮するような制度が必要だとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第69号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、後期高齢者医療保険においても現行の被保険者証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することから、徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、現在資格証明書で受診される方は多いのか、との質疑があり、理事者からは、後期高齢者の医療制度として制度上はあるが、これまで資格証明書の発行はなく、該当する方はいない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。